

介護保険の平成27年度の保険料率について（案）

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

27年度は、26年度末に見込まれる剰余分（230億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%（5月納付分から変更）とする。

※ 27年度政府予算案では、介護納付金は8,972億円と前年度比で5億円増加の見込み。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1. 72%から27年5月以降に1.58%へ引き下げた場合の27年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 5,299円（70,342円 → 65,043円）の負担減
 〔月額〕 442円（5,862円 → 5,420円）の負担減

（注1）標準報酬月額を304,811円、賞与月額を年1.417月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は27年度（12カ月分）の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。